

# 市道東海道本通り線

## 景観重要公共施設の指定理由

景観づくりを重点的に進める区域である景観重点区域の歴史軸に位置している市道東海道本通り線は、江戸時代には東海道として多くの人に利用され、高麗山への眺めが特徴的で周辺には多くの社寺や史跡も点在するかつての宿場町のあった道路です。この高麗山への眺望に対する配慮など景観形成にかかる基本的な考え方等を市民、事業者、行政が共有するとともに、良好な景観形成がなされている区間における景観の維持・保全を図ることを目的に景観重要公共施設に指定します。



## 市道東海道本通り線



### I 施設管理者

平塚市

### II 対象区間

海岸南中線～国道1号 約1.23km

- ・「Ⅲ 基本方針」及び「Ⅳ 整備に関する事項」の「1 基本的な考え方」は全区間適用。
- ・①海岸南中線～見附台周辺地区の区間については、上記に加え「Ⅳ 整備に関する事項」の「2 舗装」から「6 その他」、「Ⅴ 占用許可基準」及び「Ⅵ 適用の除外及び別途協議するもの」が適用。

### Ⅲ 基本方針

次の東海道本通り線等景観整備の道路デザインの方針（令和3年3月）を基本とする。

- 1 平塚宿の歴史を品よく感じる景観をつくります  
歴史的な景観を演出しつつも、周辺景観とも調和する歴史性を主張し過ぎないシンプルなデザインとする。
- 2 高麗山への眺望を印象的に演出します  
高麗山の眺望の妨げとなる物件を極力設置しないようにするとともに、眺望を楽しめる空間を確保する。
- 3 安全・快適に移動や休憩ができる心地よい歩行者空間をつくります  
安全性やバリアフリーに対応するとともに、ベンチ等を要所に配置する。

### Ⅳ 整備に関する事項

#### 1 基本的な考え方

- ・「Ⅲ 基本方針」を踏まえ適切な維持管理等に努める。
- ・海岸南中線から見附台周辺地区の区間について、道路附属物等の補修、改修や通常の管理（色の塗り替え等）は、原則として、既設のものと同等の素材、デザインや色彩とする。ただし、社会経済状況等に応じて、適宜、適切な素材や仕様への変更を検討する。その場合でも、デザインや色彩等、既設のものや周辺の景観と調和したものとなるよう努める。

## 2 舗装

- ・江戸見附前に位置する交差点部の車道の舗装は、訪れる人に平塚宿の始まりを印象づけるデザインの景観舗装とする。
- ・歩道の舗装は、平塚宿往時の道の風情を感じさせる色彩やデザインとする。

## 3 照明

- ・車道照明柱は、直線ポール等シンプルな形状とし、柱の色彩をダークグレー(10YR3.0/0.2程度)とする。
- ・車道照明柱への信号機及び標識類等の共架に努める。
- ・歩道照明は、足元灯とし、柱の色彩をダークグレー(10YR3.0/0.2程度)、照明色を電球色とする。

## 4 ストリートファニチャー

- ・横断防止柵等は、シンプルな形状とし、色彩をダークグレー(10YR3.0/0.2程度)とする。

## 5 植栽

- ・地被植物や低木等通りの特性に配慮した植栽を配置する。

## 6 その他

- ・電線類は地中化に努める。
- ・他の道路附属物もダークグレー(10YR3.0/0.2程度)を原則とする。

## V 占用許可基準

---

- ・高麗山への眺望を極力妨げない配置、高さとする。
- ・平塚宿の歴史を品よく感じることができる形態意匠とする。
- ・色彩や素材は、経年変化にも配慮したものとする。
- ・色彩はダークグレー(10YR3.0/0.2程度)を原則とする(屋外広告物には適用しない)。

## VI 適用の除外及び別途協議するもの

---

### 1 適用除外事項

「IV 整備に関する事項」及び「V 占用許可基準」に関して、次に該当するものについては適用除外とする。

- ・道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの。
- ・緊急上やむを得ないもの。
- ・景観計画の施行時点で現に存し、そのまま継続して使用するもの。
- ・地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のないもの。
- ・仮設建築物又はイベント等で短期間に使用する建築物又は工作物。

### 2 別途協議事項

「IV 整備に関する事項」及び「V 占用許可基準」に関して、次に該当するものについては、協議の上、仕様及び色彩を決定するものとする。

- ・素材を着色しないで使用するもの。(自然石材、溶融亜鉛メッキ仕上げ、ステンレス、コンクリート等)
- ・交通安全、施設管理又は防災等の事由により、色彩による視認性の確保が必要となるもの。
- ・景観計画の施行時点で現に存するものの交換または補修等。
- ・周囲の景観と調和し、景観の向上に資すると認められるもの。